

知立市

第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画

・認知症施策推進計画策定委託業務にかかる

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

愛知県知立市

保険健康部長寿介護課

1. 業務名

知立市第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定委託業務

2. 業務の目的

本業務は高齢者の現状、ニーズを把握し対応するために意識調査（アンケート）を行い、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき高齢者の福祉の増進を図るために定める「高齢者福祉計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定に基づき認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために定める「認知症施策推進計画」を令和9年度から3か年を計画期間として一体的に策定することを目的とする。

委託業者の選定に当たり、知立市の地域性、特性を踏まえた分析を行い、効果的な計画を効率的に策定するために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

3. 業務の概要

別紙「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定委託業務仕様書」参照

4. 履行期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日まで

5. 費用の上限

事業費は下記のとおりとする。

【総額】 9,073千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

各年度の事業費上限額は以下のとおり。

【令和7年度事業費】 4,696千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【令和8年度事業費】 4,377千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上記金額は、単に各年度の業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。ただし、各年度の上記金額を超える提案は、提案内容に関わらず無効とする。

6. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 令和7年8月末の契約締結時点までにおいて、業務の種類に応じ、知立市入札参加者名簿に登載されていること。

- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領（平成20年4月1日）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去10年間に、地方自治体が発注した同等業務の受注・完了実績があること。

7. 応募方法

(1) 応募期間

令和7年6月9日（月）～令和7年6月23日（月）

(2) 提出物

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1）
- ② 法人概要（様式第2）
- ③ 業務実績調書（様式第3）

(3) 提出方法

保険健康部長寿介護課窓口（平日午前9時～午後5時）へ持参または郵送
令和7年6月23日（月）午後5時（必着）

※郵送の場合、受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。

8. 本業務に関する質問の期間、提出方法及び回答方法

(1) 質問票の提出について

本実施要領、委託業務仕様書等について不明な点がある場合は、質問票（様式第4）に記入のうえ、令和7年6月16日（月）午後5時までに保険健康部長寿介護課介護保険係あて「choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp」に電子メールにより送信すること。

(2) 質問に対する回答

上記の期限までに質問票の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和7年6月19日（木）までに随時回答を市ホームページ上にて回答するものとする。

9. 参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知

参加申込者が参加要件を満たす者であるか確認し、企画提案書の提出者を決定した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書により、令和7年7月1日（火）までに参加申込者に郵送・電子メールにて通知するものとする。なお、確認結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

10. 企画提案書提出時の提出方法、提出期限及び提出物

(1) 提出方法及び提出期限

提案資格確認結果通知書により参加資格有の通知を受けた参加者は、企画提案書等の提出物を保険健康部長寿介護課にメール、窓口持参（平日午前9時～午後5時）、郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者による信書便に限る。）にて提出すること。ただし、メールで提出する場合、提出した旨を保険健康部長寿介護課に電話連絡し、メールが長寿介護課に届いている旨の確認を受けること。

令和7年7月18日（金）午後5時（必着）

(2) 企画提案書等の提出物は、次に掲げる資料とする。

- ① 企画提案書（次項11による）
- ② 計画見本（他自治体で策定済の介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画または概要版）
- ③ 担当者経歴書（統括責任者、担当者それぞれの経歴、介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画の経験等）
- ④ 実績表（介護保険事業計画・高齢者福祉計画・認知症施策推進計画実績 ※納品年月を記載）
- ⑤ 見積書（年度別に分けて作成。業務内訳明細を記載したもので、一式計上はしないこと。）

※①～⑤をPDF形式又は紙で提出。紙の場合は①～④を各10部、⑤を1部提出するとともに、それらの電子データをメールで提出すること。

11. 企画提案書の規格、構成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格（任意様式）

- ① A4版縦（A3折込可）とし、書式、ページ数については特に定めのないものとする。
- ② 刷色は任意とする。黒色のみも可とする。
- ③ 文字の大きさなど見やすさには留意すること。
- ④ 両面印刷は可とする。
- ⑤ 1冊に製本（左2箇所ホチキス止）すること。

(2) 企画提案書の構成

以下の内容について、明瞭に記載すること。

- ① 介護保険事業計画、高齢者福祉計画、認知症施策推進計画の基本的な考え方
- ② 計画策定にあたってのポイント（知立市の特性をどのような手法で分析し、どのように計画策定に反映させるか）
- ③ 策定業務内容について（アンケート調査【郵送及びインターネット回答】、ヒアリング調査、策定検討組織計画書の誌面構成様式等をどのような工夫、差別化するか）
- ④ 作業工程スケジュール
- ⑤ 業務実施体制

(3) 企画提案書の留意事項

- ① 表紙に「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定委託業務企画提案書」と記載し、提出日についても記載すること。
- ② 目次を作成し、参照先のページ番号を記載すること。表紙と目次はページに含めないため、ページ番号は不要とする。

1 2. 業務提案書等の公開又は非公開の別

選定された企画提案書等の提出書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等の提出書類は事業者名をはじめ、非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

1 3. 提案の無効

以下のいずれかに該当するときは、参加申込を失格し、又は企画提案を無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に関して次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び期限に適合しないとき。
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の記載があるとき。
- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (6) 見積書において、金額、住所（所在地）、氏名（名称）若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい見積書または金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (7) 「5. 費用の上限」における事業費を超える提案をしたとき。
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

1 4. プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日 時 令和7年7月30日(水)午前9時から午後5時まで
※各参加者の時間等詳細は別途通知する。
- (2) 場 所 知立市役所 現業棟 2階 第10会議室（市役所北側）
※控室は第8会議室とする。
- (3) 出席者 1提案につき3名以内とする。ただし、主担当者又は実際に業務に従事する者が出席し、プレゼンテーション及びヒアリングへの回答を主で行うこと。
- (4) 方 法 提案書に基づき1社20分以内のプレゼンテーション及び10分程度の質疑を行う。
- (5) 順 番 プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- (6) 当方で準備できる資機材
 - ① PCプロジェクター

- ② スクリーン
- ③ HDMI ケーブル（長さ 5 m）
- ④ 会場の電源、コードリール
- ⑤ レーザーポインタ

(7) 評価基準等

別紙「第 10 期介護保険事業計画・第 11 次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定委託業務プロポーザル評価基準表」（様式第 5）のとおり

- (8) その他 プレゼンテーションは、提出した提案書等及びデモ画面により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

15. 審査方法

選定委員会により、企画提案書及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表（様式第 5）に基づき評価する。各項目の配点の合計を 1 委員につき 100 点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員 8 名：満点 800 点）が最も高い評価点数を得たものを受託候補者として選定する。なお、各委員の採点数の合計が 60%以上（480 点以上）であることを最低基準とする。

選定委員会の構成（8 名）

保険健康部長、長寿介護課長、国保医療課長、健康増進課長、長寿介護課長寿係長、長寿介護課介護保険係長、長寿介護課地域支援係長、長寿介護課職員 1 名

- (1) 最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。
- (2) 受託候補者に対しヒアリングを行い、契約内容の調整を行った上で決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の者と再度ヒアリングを行い決定するものとする。

16. 審査結果

審査後、令和 7 年 8 月 6 日（水）までに、企画提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書により電子メールにて通知するものとする。

17. 結果の公表事項及び方法

市ホームページ上にて、審査結果（業者名・点数）を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

18. 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に基づく随意契約で締結する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づく仕様書を作成し、これに基づいた見積書を徴収し決定する。ただし、金額は、「5. 費用の上限」で示す上限額を超えることはない。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、審査結果における次点の者と再

度協議を行い決定するものとする。

19. スケジュール

内容	日程	受付・公表等
案件公開	令和7年6月9日（月）	市ホームページ
質問受付期限	令和7年6月16日（月）	長寿介護課 （郵送・電子メール）
質問回答	随時 （令和7年6月19日（木）まで）	市ホームページ
プロポーザル参加 意向申出書提出期限	令和7年6月23日（月）	長寿介護課 （持参又は郵送）
提案資格確認 結果通知	令和7年6月24日（火） ～令和7年7月1日（火）	長寿介護課 （郵送・電子メール）
企画提案書提出期限	令和7年7月18日（金）	長寿介護課 （持参又は郵送）
プレゼンテーション	令和7年7月30日（水）	市役所 現業棟 第8会議室
審査結果	令和7年8月6日（水）	長寿介護課 （電子メール及び 市ホームページ）
契約締結	令和7年8月下旬	長寿介護課

20. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず参加意向申出書等及び企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1社の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (7) (6)の場合も含め、参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

2 1. 提出・問合せ先（事務局）

知立市保険健康部長寿介護課介護保険係

住所：〒472 - 8666 知立市広見三丁目 1 番地

TEL：0566-95-0122（直通） Fax：0566-83-1141

E-Mail：choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp